

返戻金制度について

【返戻金制度に関する制度】

当社の紹介により就職した求職者が入社後 1 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人に返還します。

入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

ただし、当社より派遣された派遣社員を求職者として紹介する場合には、この制度は適用いたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。